

Bi-Weekly Newsletter

May 22, 2019 | ISSUE 21

I. 統計資料

02

- 国税庁の納税者保護委員会－新設以後の運営現況

II. 産業ニュース

02

- 金融監督院、「2019年会計審査・監理業務運営計画」を発表

III. 最新事例・判例

03

- 付加価値税法における役務の供給該当有無(事前-2018-法令解釈付加-0785,2019.1.14.)
- グループ関係会社が共同研究契約を締結して、共同研究開発費用を約定された分担比率により負担してその成果物を共同で所有する場合、関係会社間の共同研究開発費用を精算、支払うことが付加価値税課税対象の役務の供給に該当するか

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

Contacts

金祥雲(キム・サンウン)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄詰珍(ファン・チョルジン)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(シン・ヒョンチャン)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李應典(イ・ウンジン)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com

I. 国税庁の納税者保護委員会－新設以後の運営現況

- 国税庁報道資料(<https://www.nts.go.kr/>)

主な内容

- 国税庁の納税者保護委員会は、税務署・地方国税庁の納税者保護委員会において納税者の権利保護要請が受け入れられなかった場合に再審を要請できるようにするために、2018年4月1日に新設された。
- 納税者保護委員会は新設されてから1年間で合計23回の会議を開催した。税務署長・地方府長の審議決定に対して再審議を要請した125件のうち30件に対して、税務調査期間の延長承認の縮小など、一部是正措置を講じた。
- また、租税脱漏疑惑を認めるような明白な資料なしに重複税務調査に着手するなど、適法な手続きに違反した税務調査17件に対しては、全て是正措置を通じて税務調査を中止させた。

(単位：件)

	一部是正	全部是正	是正不可	審議合計
期間延長	25	-	-	25
重複調査	3	13	-	16
範囲拡大	-	2	-	2
その他	2	2	-	4
計	30	17	78	125

II. 金融監督院、「2019年会計審査・監理業務運営計画」を発表

- 金融監督院報道資料(<https://www.fss.or.kr/>)

- 金融監督院によると、2019年4月から施行され全面改正された「株式会社などの外部監査に関する法律」(以下‘外監法’)の主な改正事項は次のとおり。

財務諸表審査制度 監査前の段階で財務諸表を審査して、金融監督院長の警告など軽い制裁で会計誤謬の迅速な訂正を誘導して終結できる制度 (2019年4月施行)

周期的監査人指定制 上場法人などは外部監査人を6年間自由に選任後、3年間証券先物委員会が指定するようにする制度 (2020年施行)

上場法人監査人登録制 一定品質管理水準を備えた会計法人に限って、上場法人の監査を許容する制度 (2020年施行)

- このような制度を通じて会計審査・監理業務が事後の監督から事前の監督体制に移行したため、金融監督院は5月13日に「2019年会計審査・監理業務運営計画」を発表した。
- その骨子は、会計的に問題のある部門に対する重点的なモニタリングを通じて会計監視を強化するものの、非反復的な過失誤謬などは財務諸表審査制度を通じた金融監督院長の措置手続きとして終結するなど、会計情報の迅速な訂正を誘導し、故意でない場合は制裁措置を合理化 (ただし、2019年4月からは会計基準違反が故意な場合は粉飾金額の最高20%まで課徴金の賦課が可能) するなどの方針である。
- これに伴い、2019年の財務諸表審査・監理対象は合計169社で、2018年に126社であったのに比べて大きく増加したため、会社は金融監督院の監督体制の転換基調を理解して備える必要がある。

III. 最新事例・判例

- (事前-2018-法令解釈付加-0785,2019.1.14.)

1. 事実関係

- AA金融グループの関係会社の一つである申請法人は金融ソリューション開発および諮詢、コンピューター開発サービス業などを主な事業として営む法人である。株AA金融持株、株AA銀行、AA金融投資株などの関係会社と申請法人は、2018年にグループを挙げてデジタルへの移行に必要な基礎固有技術を確保して金融と融合する新技術を研究し、その成果物を共有する共同研究契約を締結する。
- 申請法人は本件共同研究契約の主管会社として、共同研究実施のために2017年12月に申請法人の組織内にLabを新設した。Labは申請法人の既存組織と採用・補償などが完全に区別された別途の社内独立企業体系で運営されることで、外部専門担当者を採用した。
- 申請法人と関係会社は、共同研究契約に伴う研究開発費を事前に約定された費用分担率により負担することにして、費用分担率は精算金の支払い時点基準で直前事業年度の営業収益の割合とし、申請法人は毎四半期別に研究開発費執行内訳を集計して関係会社間の負担額を算定・請求する。
- 共同研究開発の成果物およびこれに対する知識財産権、共同研究開発のために購入した研究機資材、施設などは申請法人と関係会社が共同で所有する。

2. 質問内容

- グループ関係会社間で共同研究契約を締結して、これを遂行するために関係会社のうち一つの法人（申請法人）に社内独立企業形態の組織を新設して共同研究開発をしたとして、関係会社間で事前約定された分担比率により共同研究開発費を精算・支払う場合、役務の供給として付加価値税が課税されるか否か。

3. 回答内容

- グループの関係会社が共同研究契約を締結して、共同研究開発費用を約定された分担比率により負担してその成果物を共同で所有する場合、該当共同研究開発の実施のために関係会社のうち一つの法人（申請法人）の組織内部に共同組織を設置して申請法人が研究開発費用を先に負担して、約定された分担比率により関係会社から精算金を受け取る場合、該当精算金は付加価値税法第4条による付加価値税課税対象に該当しない。

4. 関連法令など

● 付加価値税法第4条【課税対象】

付加価値税は次の各号の取引に対して課税する。

1. 事業者が行う財貨または役務の供給

● 付加価値税法第4条【課税対象】

①役務の供給は契約上または法律上のすべての原因に従ったものとして、次の各号のいずれかに該当することとする。

1. 役務を提供すること

2. 施設、権利など財貨を使うようにすること